

用

語

解

説

基礎編 第172号より出典

特定課税対象金額

特定課税対象金額とは、外国子会社合算税制の適用により、内国法人の剰余金の配当等を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入され、課税対象となった金額の合計額をいいます（措法66条の8④）。